

九州防衛局達第 6 号
改正平成 19 年 12 月 28 日九州防衛局達第 35 号
改正平成 20 年 4 月 1 日九州防衛局達第 2 号
改正令和 3 年 3 月 31 日九州防衛局達第 7 号

九州防衛局における認証局システムによる電子署名に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

九州防衛局長 原田 実

九州防衛局における認証局システムによる電子署名に関する達

(通則)

第 1 条 九州防衛局における電子署名については、防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令(平成 19 年防衛省訓令第 160 号)(以下「電子署名訓令」という。)に定めがある場合を除くほか、この達によるものとする。

(電子署名)

第 2 条 認証局システムによる電子署名(以下「電子署名」という。)は、第 4 条第 3 項の規定により交付された IC カードに記録された官職署名符号を用いて行うものとする。

2 官職署名符号を用いて電子署名を行うことができる官職及び組織の名称は、九州防衛局における公印に関する達(平成 19 年九州防衛局達第 3 号)の別表に掲げる者とする。

(各部長等)

第 3 条 この達において、各部長等とは、九州防衛局総務部長、九州防衛局企画部長、九州防衛局調達部長、九州防衛局管理部長をいう。

(IC カードの発行等)

第 4 条 九州防衛局総務部長(以下「総務部長」という。)は、九州防衛局、九州防衛局長及び九州防衛局次長に係る電子署名を行うために必要がある場合は、次に掲げる事項を記載した書面により、官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明書(以下「IC カード」という。)の発行を九州防衛局長(以下「局長」という。)に申請するものとする。

- (1) 発行する官職又は組織の名称(日本語及び英語)
- (2) 複数発行を必要とする場合は、その理由及び枚数
- (3) 発行希望年月日

2 本局にあつては各部長等、支局にあつては支局長(以下「本局部長等」という。)は、各部等の官職又は組織に係る電子署名を行うために必要がある場合は、前項各号に掲げる事項を記載した書面により、ICカードの発行を局長に申請するものとする。

3 局長は、前2項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第4条第2項の規定により、整備計画局長にICカードの発行を申請し、電子署名訓令第4条第3項の規定により整備計画局長から認証局システムにおいて発行されたICカードの交付を受け、当該ICカードを本局部長等に交付するものとする。

(ICカードの失効)

第5条 本局部長等は、電子署名訓令第5条各号に掲げる事由が生じた場合には、次に掲げる事項を記載した書面にICカードを添付して、遅滞なく局長にICカードの失効を申請しなければならない。ただし、当該申請が盗難及び紛失等の事由によるものであるときは、ICカードを添付することを要しない。

- (1) 失効させる官職又は組織の名称(日本語及び英語)
- (2) 失効理由
- (3) 失効希望年月日

2 局長は、前項の申請を受理した場合は、電子署名訓令第5条第1項の規定により、整備計画局長にICカードの失効を申請しなければならない。

(ICカードの記録)

第6条 九州防衛局総務部総務課長(以下この条において「総務課長」という。)は、ICカード記録簿(以下この条において「記録簿」という。)を備えるものとする。

2 総務課長は、電子署名訓令第4条第3項の規定により局長に対してICカードが交付等されたとき並びに電子署名訓令第5条第2項の規定によりICカードが失効されたときは、速やかに前項に定める記録簿に記録するものとする。

3 総務課長は、第4条第3項の規定により本局総務部長等にICカードが交付等されたときは、速やかにその旨を記録簿に記録するものとする。

(保管責任者)

第7条 局長は、電子署名訓令第6条第2項の規定により交付されたICカードの保管責任者(次条において単に「保管責任者」という。)を指定するときは、別紙様式による保管責任者指定書により指定するものとする。

(保管)

第8条 保管責任者は、ICカードを金庫その他確実なところに格納し、施錠の上、厳重に保管しなければならない。

(委任規定)

第9条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日九州防衛局達第35号）

この達は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日九州防衛局達第2号）

この達は、平成20年4月1日から施行し、改正後の規定は平成20年2月14日から適用する。

附 則（令和3年3月31日九州防衛局達第7号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式（第7条関係）

保管責任者指定書

防衛省における認証局システムによる電子署名に関する訓令第6条
第1項及び第2項における保管責任者を下記のとおり指定する。

官職証明書名

保管責任者

年 月 日

(部局等の長)

〇〇防衛局長